

知らなきゃ  
経営リスクに!

## 中小企業に影響大の

# 民法改正

和田倉門法律事務所

弁護士 藤池尚恵

### 第9回

## 約款の見直し

民法には約款の定めがなかった!

インターネットでの商品購入時や、銀行での預金引き出し時、電車の利用時などのさまざまな場面で、私たちは約款(契約条項)と接する。これまでの民法ではこうした約款に関する定めが実にはなかったため、改正法はその点をカバーしている。

ただし、改正法では「定型約款」だけを対象としている。定型約款とは次の①~③の要件を満たす約款のことだ。

- ① 特定の人が不特定多数を相手にする取引引きであること。また、その取り引きを画一的にすることが効率性などの面で当事者同士にとって合理的であること。
- ② 約款内容を示すために準備されたものであること。
- ③ 当事者の一方が準備したこと。

これに当てはまるのは、生命保険約款、旅行業約款、運送約款、預金規定、コンピュータ・ソフトウェアの利用規約などである。改正法ではこれらの画一的な契約条項に拘束力を認めるなど、一定のルールを定めることにした。

### 契約内容の拘束範囲を制限

定型約款には細かい文字でたくさんのお柄が記載されていることがほとんどで、取引の相手方(以下、「相手方」)は内容を逐一確認しないまま契約を締結することが多い。それでも改正法で定型約款に拘束力を認めた根拠は、相手方が定款約款を契約内容と認める旨の合意をするのが前提であること、そして、定款約款を準備する側があらかじめその約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していることが挙げられている。

しかし、定型約款のすべての内容について拘束力があると定めてしまうと、相手方に過大な不利益が生じることも想定される。そこで改正法は、相手方の権利を制限する条項や、相手方の義務を加重する条項で、この定型取引の態様、実情、取引上の社会通念に照らして相手方の利益を一方的に害するものは、「合意しなかった」とみなすと定めた。

### 契約内容を変更するためには?

定型約款で多数の取り引きをした後に、そこに定められた条項に変更の必要性が生じることがある。定款を準備した側が一方的に変更できるのでは相手方に不利益を及ぼすが、すでに取り引きをした多数の人と改めて変更に関する個別合意をしなくてはならないとすると、便宜性が失われてしまう。

そこで改正法は、定款の変更が、①相手方の一般の利益に適合する、②契約をした目的に反していないくて、かつ、変更の必要性や、変更後の内容の相当性、定型約款の変更がある旨の定めの有無などに照らして相当である——といった要件を満たせば、個別の合意がなくても、契約の内容を変更できることとした。

内容を変更するときは、定型約款を準備した側はインターネットなどを使い、定型約款を変更する旨、変更後の定型約款の内容、その効力発生時期を周知させる義務がある。また、上記②による見直しは、変更後の定型約款の効力発生時期が到来するまでに周知しなければその効力が生じないことを注意しなければならない。

(つづく)

▼この連載は、和田倉門法律事務所に加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。